

石建都第357号

令和元年10月21日

通知者 沖縄防衛局長 田中利則様

石垣市長 中山義隆



行為通知の協議終了について（通知）

石垣市平得大俣1273番地182、403、404及び405における行為通知（受理日：令和元年7月26日／受付日：令和元年7月26日）について、下記の意見を付して協議の終了を通知します。

記

当該計画の実施にあたっては、引き続き景観法の趣旨に沿うよう努めるとともに、今後の建築物等の設計においては、敷地外周部への高木植栽等を検討するなど、継続して良好な景観形成に努めること。

令和元年度第1回石垣市景観形成審議会 議事録

日 時	令和元年8月22日（木）9：00～12：00
場 所	石垣市役所2階 第1会議室
出席者	<p>【委員】</p> <p>学識経験者 仲山 久紀 " 池田 孝之 関係団体 浦崎 肇 (石垣市観光交流協会) " 宮田 健一 (沖縄県造園建設業協会 八重山支部) " 小底 弘子 (八重山女性の翼の会) " 石垣 敦子 (石垣市婦人連合会) 関係機関 藤田 和也 (環境省那覇自然環境事務所 石垣自然保護官事務所) " 吳屋 則行 (八重山土木事務所) 公募市民 比屋根 健 " 橋爪 千花</p>
	<p>【事務局】</p> <p>建設部長 安里 行雄 都市建設課長 宮良 直好 課長補佐 多宇 直之 田盛 拓也 新崎 善規 東 祐太朗</p>
欠席者	<p>【委員】</p> <p>学識経験者 石垣 博孝 関係団体 金城 稔 (八重山建築設計監理協会)</p>

発信者	会次第項目 1. 開会
事務局	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>本日は、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>開会の前に、委員の更新についてご報告いたします。</p> <p>石垣市婦人連合会の役員改正に伴い、舟道サエ子委員から、石垣敦子様を後任の委員として委嘱いたしました。</p> <p>また、沖縄県八重山土木事務所の人事異動に伴い、比嘉一哉委員から、呉屋則行様を後任の委員として委嘱いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>続きまして、委員の欠席について、ご報告いたします。</p> <p>石垣博孝委員と金城稔委員につきましては、事前に欠席の連絡を受けております。</p> <p>また、浦崎委員より、所用により 11 時半ごろ、中座する予定とのことですので、あらかじめご報告いたします。</p> <p>したがいまして、本日は、審議会委員定数 12 名中、10 名の委員にご出席いただいておりますので、石垣市風景づくり条例施行規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、審議会の成立をご報告いたします。</p> <p>それでは、これより先の開会と進行を仲山会長よりお願ひいたします。</p>
会長	<p>皆様おはようございます。</p> <p>それでは、これより令和元年度第 1 回石垣市景観形成審議会を開会いたします。</p> <p>進める前に、傍聴、取材の申し出がございますので、その件に関して皆様に確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>本日の公開・非公開を確認させて頂きたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>公開でよろしいですか。</p>
委員各位	はい。
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日、傍聴の方にも資料の配布の申し出がございますので、あわせて確認させて頂きたいのですが、資料の配布につきましても、よろ</p>

	しいですか。
委員各位	はい。
会長	<p>それでは、今回の審議会は公開ということで進めさせていただきたいと思います。</p> <p>～傍聴者入室～</p> <p>傍聴者の皆様は、静粛に傍聴することとし、発言等は控えていただきますようお願ひいたします。</p> <p>それでは、本日の案件は、皆様のお手元に資料があると思いますが、陸上自衛隊の駐屯地建設に係る造成工事に関するものとなります。本日の流れといたしましては、まず、工事予定場所を実際に見ていただき、会議室に戻ってきてから、皆様よりご意見を賜りたいと考えております。</p> <p>時間的には平得大俣まで片道 25 分、往復 50 分。視察 20 分を予定しております。</p> <p>早速ではございますが、出発いたしますので、移動をお願いいたします。</p>
	会次第項目 2. 現地視察
	石垣市役所 ~ 平得大俣 ~ 石垣市役所
発信者	会次第項目 3. 説明・質疑応答
会長	<p>暑い中大変お疲れ様でした。</p> <p>早速ではありますが、事業者より今回の計画に係る説明をお願いしたいと思います。それでは本事業に係る内容の説明をお願いいたします。</p>

事業者（防衛局）	<p>沖縄防衛局の須々田と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>今回の申請の内容について、通知書に沿って説明させていただきたいと思います。</p> <p>～ 通知書の内容説明 ～</p> <p>事業の説明としては以上になります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事業者の方からご説明がありましたが、ここからは質疑応答にさせていただきたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>最初の通知書の2ページのところに、一番下のところで壁面緑化と書いてありますが、これはどんなことを考えているんですか。</p>
事業者（防衛局）	<p>今考えているのは、つる性の植物を這わすことを考えています。</p>
委員	<p>つまり盛土切土とあるけども、擁壁の壁面緑化ということですか。</p>
事業者（防衛局）	<p>そうです。</p>
委員	<p>今後建てる建物の壁面や、切土盛土の面ということではなく、擁壁の緑化ということですか。</p>
事業者（防衛局）	<p>そうです。</p>
委員	<p>初步的な質問ですが、今回伐採や切土盛土に関する景観形成審議会ということですが、今後、建物に関しての審議会は、また別途開催ということですか。</p>
事業者（防衛局）	<p>そうです。今建物に関しては、まさに設計中ということになります。具体的なことはまだ決まっていないということになります。</p> <p>今回は造成などです。建物の配置等の詳細は計画が決まった段階でまた改めて通知書を出すという形です。</p>

委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>というのも、今回、擁壁を作つて何をしてということに関して、景観的な意見ということを私達の方へということでの開催をしていますが、環境汚染等に関しては、今回は違いますという話だったのですが、それは中々イメージ出来ていなくて、イメージ的なものも数値以外で出ていないというのもあり、肝心なところが、景観に関してしか意見が言えないのであれば、擁壁とかができたその土地の上にどんな建物ができるのかというところが分からないと個人的には言えるところが何も無いなということと、先ほど環境に関してはということだったのですが、景観と環境は結構リンクしているのがこの島の特徴かなと思っていて、資料 20 ページにこれだけの色々な敷地面積に対して 25% という狭い面積ではありますが、多くの植物が生えているということで、植物に併せて、ここにどういった生き物だとか、何か貴重なものが確認されているのかという資料があればと思うのですが。</p>
事業者（防衛局）	具体的な種別等に関しては手元に資料がないでお答えできないですが、貴重な植物、動物に関しては調査を行っております。
委員	もうすでにされているのですか。
事業者（防衛局）	行っています。 一部先行して行っていますが、今後造成と並行して、そういった貴重な動植物が出てきた場合には、当然環境省を通してと。
委員	それは、環境省とかと相談しながら随時ということですね。じゃあ、建物に関してはまた改めてあるということで。
委員	今回の基本風景域と風景地区名称ということで、自然風景域の八重の山並みということで、書いてありますけど、石垣市の風景計画で定められている、八重の山並み地区の方針というのがあると思うんですけども、これと照らし合わせて、今回はどこが抵触しますか。工作物だとか、何パーセントは緑化が必要とかあると思いますが、これは何かチェックリストみたいなものは作られているのでしょうか。

事業者（防衛局）	チェックリストは作ってないです。
委員	今後作られる予定はあるのでしょうか。
会長	事務局は分かりますか？
事務局	<p>チェックリストについては市の方でそういうものがあるというものではありません。案件が出てきたごとに、その内容を聞かせていただいて、風景計画に書かれていることに合っているのか合っていないのか。それで是正をしながらやっていくというところで、その結果、審議会にあがってくるもので、最終的に数値基準が合わないというものをあげさせていただくということになります。</p> <p>今回も、数値基準に合っていない部分がありますので、今回審議会を開いて、ご意見を聞かせていただくという場になっております。</p>
委員	今回数値基準に合っていない場所はどこですか。
事務局	<p>風景計画でいう数値基準の中で、切土盛土・法面の数値基準があります。今回の計画で、その点を超えてくるというのがまず一点あります。</p> <p>その他に、擁壁の高さという基準がございます。擁壁の高さについても今回の計画の中では少し高さを超えてきているというところの二点が基準を超えているところになります。</p> <p>具体的には、まず、法面の高さは基準上 1mですが、今回最大 5mというところが基準を超えてきます。</p> <p>そして、擁壁の高さにつきましては、2mを基準としているのですが、最大 7.6mというところが、今回基準を超えてきています。</p>
委員	結局、伐採で現状の植生は全部なくなるわけすけども、敷地の外周部に高木を植えるとかそういう計画はないんですか。
事業者（防衛局）	今の時点ではまだ考えていないというのが正直なところです。ただ、今後建物の配置とか高さとか、そういったものを含めて緑化修景を考えていくことになると思います。

委員	今後の建物の配置とかに関連して考えていくことになると。そのなかで少なくとも外周部に高木を植えることを検討していただければと思います。
事業者（防衛局）	今後の建物の配置等と含めて全体的な緑化修景ということで考えていきたいと思います。
委員	先ほど建物は別途という話があったんですけど、今回さっき言った切土盛土の部分とかで、数値が合わないところがあるということでの開催はされたんですけど、全く別物として建物に関して高さ制限とかに数値が全部クリアしているのであれば、この景観形成審議会は開かれないという方向性もありますか。
事務局	はい、あります。
委員	個人的な見解ではあるんですけど、一つの案件に対して、今回切土盛土に関して、私達のほうから特に意見はなく、で進んだその先で、建物についていろいろあったときに、開催されてないとなると、市民審議委員としては、一般市民からは過程の中で関わっているときに何故意見をしなかったんだということが絶対出てくると思うんですね。 そうなったときに、スタートの段階で満たしていない数値があつて、会議開催していただいているのであれば、トータル的に見て意見を述べさせてもらえる場があるとありがたい。 この全体図が見えていない中で、そもそも意見が出てこないというのもありはするんですけども、部分部分で全く別物としてやるのはどうなのかな。
会長	事務局の方から何かありますか。
事務局	特ないです。
委員	今回審議会の開催についての根拠なんですけども、今回、基準が超えているからということで開催しているところですけれども、超えていない場合も開催できないという例か何かあるんでしょうか。

委員	基準に適合していても、開催できないという理由はありますか。
事務局	基準を超えていないものに対して、どのような意見を述べるということになるんでしょうか。
委員	今回、景観に関して意見を述べる場であって、その景観自体が出ていないので。
事務局	景観というのは建築物だけを捉えているのでしょうか。
委員	そうではなく、最終的にそうなってくるじゃないですか。今回伐採して終わりではなく、その先に建築物ができるので、そのうちの一つのステップだけ、更地にした段階での景観の意見を求められても、中々答えにくいところがあるので、そこに関して今回意見を求める場を設けているのであれば、最終的な数年後そういう景観になるであろうことに関しても、責任を持って意見を述べさせていただける場があれば納得できるかなと。
事務局	建築物に关心があるというところからの発言であると思うんですけども、先ほどあったように、建築物については設計中であり、決まっていない。今後出てくると、というところでありますので、今後まず市の方にその内容がきます。その中で、必要に応じて判断をするというところまでしか答えることができないです。
委員	開発面積が大きいので、開発行為にかかると思います。景観審議とは別ですが、手続き上開発行為に関しては県のほうで扱うはずなので、そちらの申請や手続きの状況はどうですか。
事業者（防衛局）	開発行為に関しては、県のほうに開発行為不要届を申請していたと記憶しています。
委員	開発行為の状況も知りたいところですが、開発行為だと30%の緑化が求められます。それがこの配置上どこにできるのか。それから排水についても厳しいものですので、この二つについてはかなりしっかり計画として定めないといけないと思います。その情報について

	知りたいと思います。
事業者（防衛局）	排水に関しては、法令、条例に各種基準値がございますので、それを当然クリアするような形で、先ほども現地でお話いたしましたが、一般的には生活排水については、浄化槽を設置して処理し、数値以下に処理した水を放流する、という形で今後設計していきます。
委員	現地で排水のことも聞きましたけど、生活排水レベルであれば、さほどとりたてて問題が生じることは無いと思いますが、排水の中には、例えば弾薬庫の清掃とか、いろんな水処理が出てくると思いますので、そこも含めると排水というのはさらに大きな論点になると思います。今の景観とは直接性は無いにしても、いずれ出てくるということは言えるかと思います。
委員	先ほど環境調査をやられていて、対応されているということですが、その結果、今どのような対応しているかなど、対外的に公表しているなど、市民の中にも気にされている方は多いと思いますけども、我々環境省としてもどういう希少種が確認されているのか、どのような対応をしていくのか、というところをしっかりと確認していかないといけないとは思います。そのあたりはいかがでしょうか。
事業者（防衛局）	現時点では、貴重な動植物がいるのかという公表というのは考えていない、というのが現状です。石垣市との調整にはなりますが、情報共有という形ではやっております。 環境省の那覇の方で、どういう状況か、というのは行ったようです。
委員	年度末に説明にお越しになられたとは聞いておりますが、その後また段階で報告いただけると記憶しておりますので、そこは是非お願いしたいと思います。
事業者（防衛局）	はい。
委員	造成計画についてなのですが、今回擁壁については、L型擁壁やもたれ式擁壁ということで、もたれ式擁壁については緑化が考えられ

	おり、どのような形の工法になりますか。
事業者（防衛局）	先ほども申し上げましたが、擁壁ということでつる性の植物を這わす、ということを考えています。
委員	メッシュか何かを入れてですか。
事業者（防衛局）	そうです。表面にネットを被せて、つる性の植物を這わす、という形です。
委員	石垣市風景計画において、開発行為に関する景観形成基準において、基準を超えているということですけども、なるべく擁壁を設けないこと、可能な限り自然勾配で法面を整正することと書いてありますが、これについての検討はなされたのでしょうか。
事業者（防衛局）	先ほど現地でも申し上げましたが、高低差 20mという差があります。その中で配置しなければいけない施設もある程度決まっています。そういうものを総合的に見たときに自然法面、勾配というのを今の取得している用地の中ではかなり難しい。 ある程度パターンを検討したうえでこのようにしております。
委員	パターン図みたいなものは市の方に提供していますか。
事業者（防衛局）	今のところはございません。要請があれば対応します。
委員	基準値を超えてるので、どうして基準値を超えて計画がなされたのか、どうして守れないのか、というのをクリアにした上でやらないと、こちらとしても意見を述べづらい。審議会を開催するからには、こちら辺の資料を整え、なので基準を超えた形になったので審議してください、というのであれば分かります。この資料が無い状態ですので、よく分からないという思いです。 緑化についても、ちゃんと定着するものなのか、つる性の植物はどのようなものを採用するのか、耐潮性、耐風性があるものを採用するのか、風で根付かないということもございますので、そのような工法も検討されているとは思います、緑化となっている以上、現実的にどうなのかというところも含めてやるべきかと思います。

委員	市民が納得した上で、検討に入っていくのであれば良いとは思いますが、自分たちが何も知らないで、そのまま受けてチェックしていくというのが納得しにくいというところかと思います。
会長	他に質問等ございますでしょうか。 特に質問が無ければ、事業者への質疑は終了としたいと思います。 事業者の皆様ありがとうございました。退室をお願いします。
発信者	会次第項目 4. 意見聴取
会長	事業者からの説明が終わりました。 ここからは、意見聴取となっていまして、本件に関して皆様のご意見を賜りたいと思います。何でも結構なので、ご意見をお願いしたいと思います。
委員	前回の整理からで、まず、この事業は公共事業となっています。だから、一般的の民間の事業ではないので、公共事業の場合は、最初のページにありますように、通知をするだけです。届出は要らないです。だから、勝手に通知して工事やったらそれで終わりなんです。だけど、今、沖縄県全体もそうですし日本全体も、公共事業であっても届出のルールに従って、届出に準ずるものを作つてもらつて、必要なものは審議会にかけるという形でやって、石垣市もそういうやり方でやっています。ただ、通知義務だけですから、審議会で良いとか悪いとか言っても、全然構わない。無視されても構わない。それが前提です。基準を超えてる、じゃあ今、風景計画の基準を超えてるかどうかも、これも良いとか悪いとか言えないです。だから、できることは、今事務局が諂っているように、審議会の意見を聞いてその意見を事業者に伝えるということしかできない。そこで、今日意見聴取ということになっていると思うんです。一般的の民間だったら、内容が問題だったら勧告までいくんですけど、この場合は意見聴取という形ですから、特にイエスかノーかではないと思いますので。その辺で、どういう意見を審議会として出すかとい

	<p>う取りまとめになるかと思います。</p> <p>もう一つは、民間の場合でいくと、特別なことがない限りなかなか例外として認めない。ただ、緑化をたくさんやったとか、景観上いろいろな工夫をしたかとか、そういう努力があれば、高さ制限とか認めましょう、と。では、公共事業はどうするかというと、公共事業の機能上必要とあれば、基準を超えてOK。たとえば、消防署を建てる場合は、火の見櫓を作りますよね、とても高い。機能上必要だからということです。じゃあ、今回の場合は、自衛隊の基地というこれも公共事業ですから、公共事業で必要だということになると、たぶん平坦での移動が必要なので、そこで全部均して平らにしなければいけないと。公共事業の機能上必要なものについては、基準を超えて良しとするというのは、どこでも扱っている例です、公共事業の。その辺を踏まえながら、ただ、大事なことは景観ですから、地域の稜線とか、そういう全体を崩すとか、地域の植生、生態系を崩すとか、これは大きな問題なので、それに対して配慮して欲しいんです。機能上やむを得ないと認めはするんですけど、地域の植生を全部100%取ってしまって、地形改変も激しいし、おそらく写真を撮つたら、稜線の上を超えていないけど、それですっぽりと全部開いてしまった形になるんで、相当、地域の景観が変わります。だから、そういう意味では、機能上やむを得ないと言いながら、それに大きな問題があります。景観上から、これが一般だったら了承できない。勧告です。勧告で、直してくださいとしか言いようがないんですが、それはできませんので、意見ですから。意見としては、原則ですけれど、地形改変を極力伴わないような工夫をしてもらうことと、それから現地にある植生はなるべく保存するようにしてもらうと、極力。こういう意見しかないと思います。</p>
委員	今のご説明で、公共工事の優位性、特異性がよく分かりましたけれど、建築物が建つ前の段階、要するに造成工事を終え、盛土、切土が出来上がった状態での、全体のパースというか、そういったものは最低限必要なものだと思います。そういうものでないと、市民の方々に対する説明責任もありますし、そういった面は、この審議会としても十分議論されるべきだと思いました。一応、意見として。
委員	造成と建物、一体で判断するべきというのは、私も同じ意見です。

	<p>今回、開発行為の範囲が民有地の部分だけですが、駐屯地全体の機能としては残りの市有地の部分と一体なはずで。要するに市有地に関しては、今後、用地取得か貸付かどうかという議論もあるようですがれども、そこもない中で、民有地だけ着手できるからと、進めていくというのは、私は良くないと思います。ただ、手続き上、通知をされてしまうと受け取らざるを得ないということもあるのかもしれないんですけど、その辺りは、審議会の在り方というかですね、事務局、都市建設課の考え方もあるとは思うんですけども。例えば、今回の公共工事に限らず、一般的な開発、大規模な範囲に部分的な行為だけで届出を出されてしまうのを良しとするのか、それと全体で見ないとだめでしょ、というところを、やはり統一的な見解というか、整理をしておかないと、これからいろいろな案件が出てくると思うので。部分的に造成で着手してしまったというところで、既成事実として進んでいってしまうようなことが懸念されるかなと思うので。今後の手続きの対応の仕方というんですかね、どこまで切り離した形を受け入れるのかとか、それとももう全体として対応していく、全体像が示されない限りは部分的には受け付けないという対応にしていくのか、その辺りは、今後是非必要になってくるのかなど。</p>
会長	その辺り、事務局はご意見ございますか。
事務局	ありません。
委員	全体計画も重要なことで、部分的なものが出されたとしても、全体の計画がどうなっているかという資料を求めることは、事務局は是非努力して欲しいし、今は土地の造成だけですけれど、このあと建物を建てるんですから。景観は建物も土地も一体ですから、これもないと本当は判断できないので、当然事務局としては、建物配置なり建物がどういうものかという資料を求める。それを前提にして、この部分を審議することになるのですから。今後も含めて、こういう部分的な、受け付けないということは出来ないと思うんです。これは出来ない。必ず、背景となる資料を求めてください。これは要望です。
委員	今回の景観形成審議会の開催についてということで、審議会会長か

	ら依頼、通知というか、お願いされる形でここに座っているわけなんですけれど、なぜ集まらないといけないのかということが一切書いてないです。背景なども。今後、召集される場合は、今言ったように、基準を超えていためとか、理由があると分かり易いと思います。
委員	これまで石垣市もやってましたけど、ほかの市町村もそうですけれど、審議会にかける理由は、まずは、一般であろうと公共であろうと関係ない。出すのは、一番は基準が超えた場合、これは審議会の意見を聞かないとだめということになりますから、条例に則してちゃんと審議会をします。もう一つ違うのは、規模が大きい場合、基準の範囲内であれども規模が大きい場合は。大きいかどうかの判断は事務局が判断する、つまり地域に与える影響が大きい、ということで、どこの市町村も規模が大きい場合は、基準の範囲内であっても審議会の意見を求めることが大事だとなっています。おそらく今回もそういう判断もありつつ、今回は基準を超えていました。それだと思います。
会長	これは事務局の判断ですよね。
事務局	基本的には、池田先生が仰る基準が超えた場合。
委員	当日の資料でも構わないんですが、基準のどこにどう超えているのかという資料もないと、単に相手方からの資料だけをポンと付けられていても、さきほど口頭で説明をいただいたんですけども、審議会にかける以上、どこに関して意見が聞きたいというのがしっかり分かるような資料にしていただきたいです。
会長	よろしいですか。 特にご意見が無ければ終了させていただきたいと思います。 皆様から頂いた意見につきましては、景観の観点から整理をしたうえで、事務局から事業者へしっかりと伝えていただきたいと思います。最後に、事務局より連絡事項がありましたら、お願ひいたします。
事務局	～ 連絡事項 ～

会長

これにて閉会したいと思います。
お疲れ様でした。

～以上～